

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
（株）仙台食品運輸 盛岡営業所	所長	寶 祐治	岩手県	運輸業、郵便業	http://s-u-l.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	
-------	--

（取組方針）

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

（法令遵守への配慮）

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ③	パレット等の活用	パレット・カゴ台車・折りたたみコンテナ等を活用し、荷役時間の削減に協力します。
3	B ①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
4	B ②	運賃と料金の別建て契約	運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
5	B ③	燃料サーチャージの導入	燃料サーチャージの導入について積極的に協議を進めます。
6	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
7	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の侵害賠償責任の明確化を図ります。
8	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨・豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と判断した場合は、その判断について、お客様に理解を求めます。
9	F ①	安全運転教育の充実	運転者に毎日の安全運転の大切さを意識して運行してもらえよう、月に一度、事故防止委員会を実施しています。
10	F ②	健康管理の徹底	毎日の始業点呼時に運転者の健康状態を確認し、また運転者自身の健康管理への意識を高めてもらえよう、月に一度の健康教育を実施しています。

PR欄	<p>1.品質管理に万全を期し、商品クレームの撲滅を図ります。 2.環境に配慮し、エコドライブに徹します。</p> <p>3.法令及び社会規範を遵守いたします。 4.事故並びに災害の撲滅を図ります。</p> <p>5.社員並びに家族の安全と健康を重視し、福祉の充実に努めます。</p> <p>これを『経営理念』に、ドライバー一人ひとりが健康で働きやすい環境を目指し、日々、食料品輸送に邁進しております。</p>
-----	---